四、健康診断により保養を必要と認めた者
五、其の他休養を必要と認めた者

第十一條　前條の規定により保養所に入所しようとする者に対して知事は七日以内の入所期間を定めて之を承認するものとする
但し特別の事由により必要があると認めたときはこの限りではない。

第十二條　第十條の規定に拘ず健康者である被保険者及びその被扶養者で保養所の利用を希望する場合はその事業の運営に支障のない限り入所させることが出来る
前項の場合に於て入所に要する費用は全額國庫負担とする

第十三條　保養所入所者の入所順位については第十條に該当するものを先にし第十二條に該当する者を後にし第十條の各号に該当する者の間においては特別の事情のない限り入所期間は二日以内とする
前項の場合に於ては特別の事情のある者の間に於ては規定の順序とし同一号に該当する者の間に於ては最も入所の必要があると認めたる者を先にする

第十四條　第十條及び第十二條の規定により入所しようとする場合は第十條の規定に該当する者については様式第一号によりその他保養所入所申請者については様式第二号により保養所入所申請書を知事に提出して承認を受けるものとする
前項の入所申請書は所要入所日の七日前に知事に到着するように提出しなければならない。

香川縣

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402\NNDC NO. 77 2013

第一項の入所申請書に対して知事が入所の必要があると認めた場合は協議會の議を経て様式第二号による承認書を速に保養所入所希望者に対して交付するものとする

第十五條　保養所入所者が入所中次の各号の一に該当する時は知事はその者を速やかに退所させることが出来る

一、第十條各号の一に該当しなくなつたと認めたとき

二、この規程及び当該入所者心得に違反し又は管理者の指示注意に従はないとき

三、其の他公の秩序又は善良の風俗に反するものと認めたとき

第十六條　健康保險法第二十三條の二の規定により保養所の利用を希望する場合は第十條第十二條第十三條及第十五條の規定に準ずる

前項の場合における入所に要する費用は全額本人負担とする

第十七條　本規定に定めるの外必要な事項については知事が之を定めることが出来る

香川縣

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402\NNDG NO. 112013

健康保險保養所利用料請求書

一、金　　圓也

但し昭和二十　年　月分

右のとおり請求改します

昭和　年　月　日

何保養所委託経営者

又は○○○○○

(印)

都道府縣知事　殿

香川縣

様式第一號

健康保險保養所入所承認申請書

被保險者証の記号及番号	第　号	事業所の名称及所在地	性別	男　女
保養所に入所	医師の意見		年令	才

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402\NNDG NO. 112013

何保養所委託経営者
又は○○○○○

都道府縣知事　殿

香川縣

様式第一號

健康保險保養所入所承認申請書

被保險者証の記号及番号	第　号	事業所名称及所在地	
保養所に入所を必要とする事由及見込期間	医師の意見		
	見込期間	自昭和　年　月　日 至昭和　年　月　日　日間	
	医師の住所氏名		
要保養者	健康者		
被保險者	被扶養者	被保險者	被扶養者
政府管掌	政府管掌	政府管掌	政府管掌
備考			

右御承認願い度く申請改します

昭和　年　月　日

被保險者住所氏名印

知事　殿

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402\NNDG NO. 112013

8

様式第二號

健康保險保養所入所承認通知書

承認番号	承認期間	被扶養者の場合はその氏名	保養所の名称	摘要
	自昭和　年　月　日 至昭和　年　月　日　間			

右の通り承認す

昭和　年　月　日

庁名

印

殿

香川縣

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402\NNDG NO. 112013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

學術映畫會プログラム

德島市民病院開院記念學術講演並學術映畫會

昭和二十五年六月十三日（火曜日）

於市役所市會議場（三階）

午后一時ー午后三時

學術講演

1. 腦學鎖談　大阪大學醫學部長教授　黒津敏行
2. 未定　大阪大學教授　西澤義人
3. 受胎調節の實際　德島大學教授　飯田無二
4. トラホームに就いて　大阪大學教授　宇山安夫
5. 耳鼻の疾病　大阪大學教授　山川浦四郎
6. 肺結核の外科的療法　大阪大學教授　小澤凱夫

午后四時ー午后五時迄

學術映畫

1. 肺結核手術篇
2. 動物腕自慢
3. 發汗の研究
4. 胃及十二指腸潰瘍のレントゲン診斷

（時間の都合により多少の變更をする場合あり）

武田藥品工業株式會社 學術部

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

無痛のメタボリン

より完成された新しい無痛V·B1注

① 葡萄糖8.5%の添加によりV.B_1注射の無痛化に成功
② 鎮痛劑・局所麻酔劑などを絶對に含まないのが特長
③ 効能・使用法は従來の強力メタボリン注と全く同じ

強力メタボリンG

【包　裝】 3mg・5mg 各1cc 10管入・10mg 2cc 10管入

大阪市東區道修町2丁目 武田藥品工業株式會社(支店)東京・札幌・福岡

武田藥品

德島市民病院配置圖

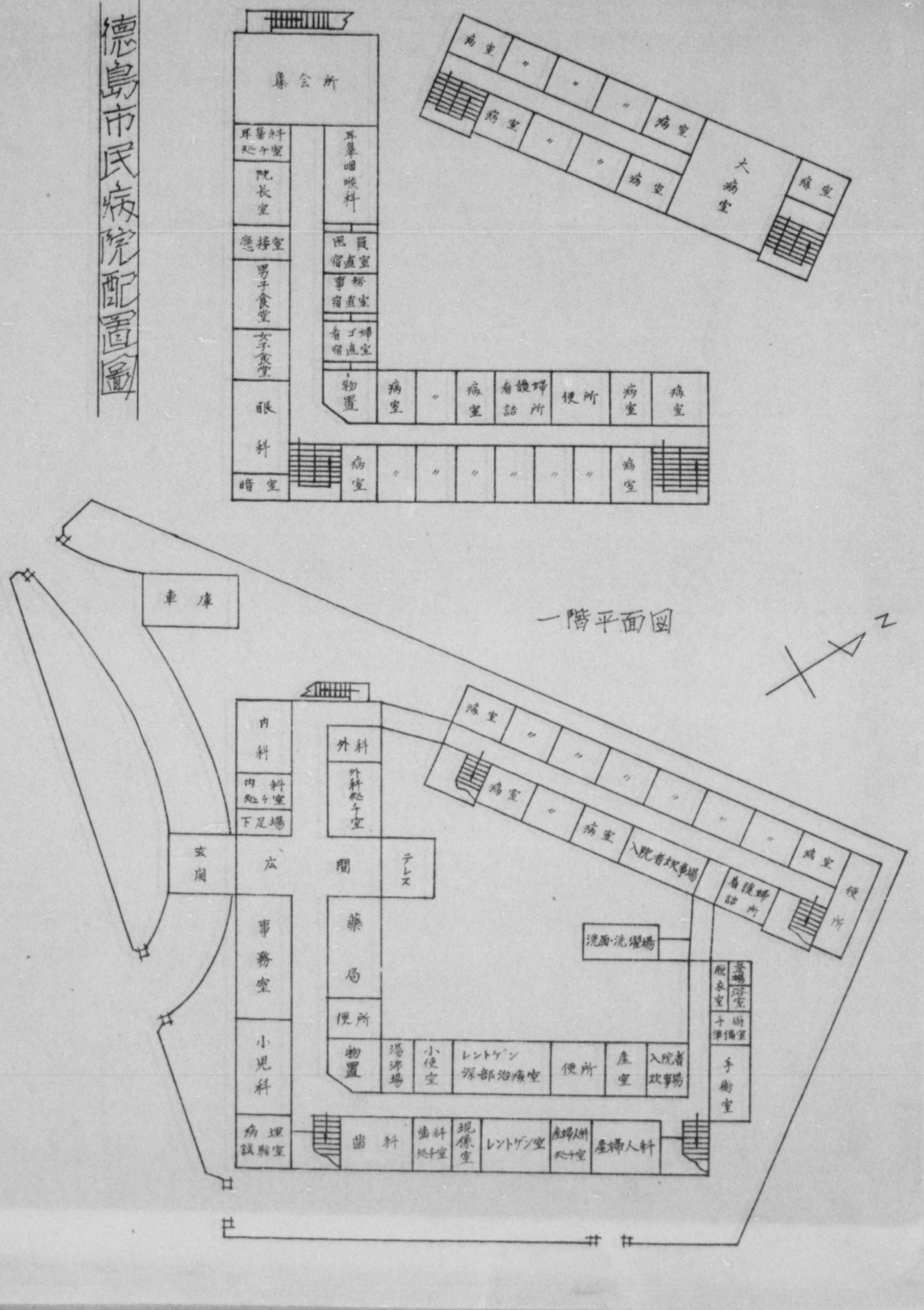

因つて旧建物から新館に移轉診療し次で第二期工事に着手し昭和二十五年六月十日を以て茲に德島市民病院の建築が完成した。

然し尚まだ第三期工事として病室の拡張及看護婦寄宿舎等の附属工事建設のため鋭意努力を傾注している。

六、主たる設備

レントゲン室（間接撮影レントゲン、深部治療レントゲン）、産室、病理試験室、入院患者用ガス及洗濯場、入退院患者輸送用自動車

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

徳島市民病院概要

一、位置　徳島市寺島本町西三丁目十番地
一、名称　徳島市民病院
一、敷地総坪数　六八〇坪
一、建物延坪数　五一七坪六合（階下　二八三坪八合　階上　二三二坪八合　地階　一坪）

一、沿革

四國第一を誇つた徳島市立市民病院は戦時中徳島医専の附属病院となつたが昭和二十年七月三日の空襲に遇ひ惜しくも灰燼に帰した戦後数度の学制改革によつて四國唯一の徳島医大の実現となつた。

其の素地を作つた徳島市立市民病院の復興を企図せんとする際昭和二十年八月十五日終戦となつた。戦禍を蒙つた幾多市民の中には病に仆れ身に傷を負ひために身体の自由を失ふ者が続出し、之が救済のため同年十一月二十三日徳島市北福島町三丁目一番地の旧救護所を活用し徳島市立診療所として診療事業を開始した。

日を逐ふにつれて一般市民の利用者も増加し建物の狭隘を感じ茲に於て病院建設の議が起り敷地資材等の幾多の困難を克服し昭和二十三年五月一日現在の敷地内にあつた旧建物に移転診療を始めた。

其の後本市に於ては全國都市に魁け國民健康保險事業を市直営としたるを機会に本診療所を國保病院として其の機能の強化拡充を企図し縣及厚生省当局の絶大なる御理解と御協力に依つて工事費千二百万円を以て昭和二十四年五月一日本建築第一期工事に着手し同年十月一日一部の落成を見るに至つた。

因つて旧建物から新館に移轉診療し次で第二期工事に着手し昭和二十五年六月十日を以て茲に徳島市民病院の建築が完成した。

然し尚まだ第三期工事として病室の拡張及看護婦寄宿舎等の附属工事建設のため鋭意努力を傾注している。

二、予算（昭和二十五年度）

歳入	
病院収入	一二、四七三、〇〇〇円
歳出	
職員給	四、五二七、八一六円
諸手当及退隠料	一、三二五、一四一円
旅費	一二〇、〇〇〇円
交際費	五〇、〇〇〇円
需用費	三、九四八、〇四三円
諸費	三〇八、〇〇〇円
元金償還金	一、五五〇、〇〇〇円
利子	六四四、〇〇〇円
計	一二、四七三、〇〇〇円

三、診療科目

内科、外科、小兒科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、放射線科、歯科（予定）

四、診療利用狀況（自昭和二十四年十月一日至同二十五年五月三十一日）

診療日数	一九九日	
入院患者延数	五、三七三人	一日平均入院患者数　二七人
外来患者延数	四二、七八五人	一日平均外来患者数　二一五人

五、職員

医師一一人、技師一人、薬剤師二人、看護婦二三人、助産婦一人、其の他の職員一二人　計　五〇人

六、主たる設備

レントゲン室（間接撮影レントゲン、深部治療レントゲン）、産室、病理試験室、人院患者用ガス及洗濯場、入退院患者輸送用自動車

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

德基発第六二六号

昭和二十五年六月五日

徳島市幸町三丁目六〇番地

徳島縣社會保險診療報酬支拂基金

幹事長 鈴江勝壽

四國民事部厚生課

山下ジョージ殿

昭和二十四年度決算書送付ニツイ

標記の件別紙の通り御送付申上げます

徳島縣社會保險診療報酬支拂基金事務所

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第一表

委託金收入決算調書

縣名（ 徳島縣 ）

科目	請求額	收入済額	收入未済額	備考
委託金收入	119.369.049 57 ~~119.371.432 09~~	99.895.632 01	19.473.417 56 ~~19.475.800 08~~	
1 政管健保委託金收入	50.502.487 02 ~~50.503.053 95~~	46.054.000 00 ~~46.054.566 93~~	4.448.487 02	
2 船員保險委託金收入	4.207.004 11 ~~4.209.063 70~~	2.977.000 00 ~~2.979.059 59~~	1.230.004 11	
3 共済組合委託金收入	40.407.587 96 ~~40.407.343 96~~	29.272.931 41	11.134.656 55 ~~11.134.412 55~~	
4 組合健保委託金收入	24.251.970 48	21.591.700 60 ~~21.589.074 08~~	2.660.269 88 ~~2.662.896 40~~	
5 国民健保委託金收入				

記載要預

1. 本表は全て廣義の委託金收入で委託金、診療費を合せた意味である。
2. 共済組合收入、健康保險組合收入は（イ）自縣内請求（ロ）縣外直接請求（ハ）縣外基金に徴收を依頼した所謂間接請求の全てを含み、他府縣基金より請求の依頼を受けた所謂他府縣分は含まない。
   他府縣分のものは第三表により別途作製すること。
3. 政府管掌健康保險及び船員保險については請求額欄に三月末日迄に本部宛報告せる支拂決定額を記入すること。
4. 共済組合健康保險組合の請求額欄には月分に不拘三月末日迄に保險者宛請求済となつたもの。
5. 收入済額は本年度内（三月末日）迄に收入したるもの。
   但し假受金の科目設置なき向にあつて区分不明なものを委託金收入中に混同処理しあるものは、その額を控除した額を記入する。
   この場合、その額は第四表第6項に礎き、正式に假受金として処理する。
6. 收入未済額は請求済額から收入済額を差引いたもの。
7. 本表記入額は昭和24年度所属25年3月分月報第2表各欄累計に一致すべきである。

前年度分としての繰越額の処理

1. 前年度繰越收入未済額（繰越債権）は其額を本年度分請求額に併算記入のこと。但し其の額は備考欄に附記すること。
2. 昭和二十三年度末に於いて委託金（狭義のもの）を保險者に返還の形を採り本年度分として收入したるものは調製要領六「前年度繰越金について」に礎き前年度繰越金として存置されるので本表の收入済額には加算しないこと。
3. 昭和二十三年度末に於いて委託金（狭義のもの）を診療費に振替（歳入面に於ける）たるもので決算時に未処理であつたものは昭和二十四年度で振替額だけ委託金收入を減こなしその額を診療費收入増の振替を実施する。

第二表

診療報酬支拂決算調書

縣名（　　　　）

科目	支拂決定額 円		支拂済額 円		支拂未済額 円		備考
診療報酬支拂	115.217.161	99	103.107.309	01	12.109.852	98	前年度繰越支払未済額 6.290.740 62
1 政管健保診療報酬支拂	53.939.439	22	49.186.884	56	4.752.554	67	3.423.628 28
2 船員保険診療報酬支拂	4.248.333	55	3.296.473	60	951.859	95	29.269 85
3 共済組合診療報酬支拂	33.796.302	46	29.046.588	38	4.749.714	08	1.463.384 44
4 組合健保診療報酬支拂	23.233.186	75	21.577.362	47	1.655.724	28	1.351.701 05
5 国民健保診療報酬支拂							

記載要領

1. 全て診療担当者を対象としての診療費支拂調書である。
2. 從つて他府縣より依頼を受けて送金した様な所謂他府縣分については一切考慮に入れない。この分については第3表に於いて別途作製する。
3. 政府健康保険及び船員保険については支拂決定額欄は三月末日迄に本部宛報告せる支拂決定額を記入する。
4. 共済組合、健康保険組合の支拂決定額は三月末日に現実に支拂の決定した額を記入すること。この場合備考欄に何月分迄と記入し、若しある月分が全額でない時は何月分の一部と記入する。
5. 支拂済額は本年度内（三月末日迄）に支拂つたもの。
6. 支拂未済額は支拂決定額から支拂済額を差引いた額。
7. 本表記入額は24年度3月分月報第七表の累計と全額となるべきのである。
前年度繰越支拂未済額（繰越債務）はその額を本年度分支拂決定額に併算記入する 。
但し其の額は備考欄に附記すること。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第三表

他府縣分診療費、事務費收入、送金決算調書

縣名（　　）

種別	他府縣よりの請求額	組合への請求額	他府縣よりの請求額と組合への請求額の差額	收入済額	送金済額	收入済額と送金済額の差額	組合への請求額と收入済額の差	他府縣よりの請求額と送金済額の差
	円	円	円	円	円	円	円	円
共済組合	¥6,365.50	¥6,365.50	0.—	¥6,365.50	¥6,365.50	0.—	0.—	0.—
健保組合	¥0,222.70	¥0,222.70	0.—	¥9,001.40	¥0,222.70	11,222.20 ~~11,222.20~~	11,222.20	0.—
合計	10,689.20	10,689.20	0.—	¥9,366.90	10,689.20	11,222.20 ~~11,222.20~~	11,222.20	0.—

記載要領

1. 本表は他府縣基金より請求依頼をうけたるもので他府縣宛送金した所謂他府縣分（素通り勘定分）の收支狀況調書である。
2. 各欄とも診療費、事務費に区分せず、合計額を記入する。
3. 他府縣よりの請求額は三月末日迄に他府縣基金より請求、依頼をうけたるもの。
4. 組合への請求額は以上の分で三月末日迄に組合宛請求したるもの。
5. 本表記入額は昭和24年度所属25年3月分月報第六表に一致すべきである。
6. 前年度繰越收入未済額（23年度決算書十表の請求額と收入額との差）組合への請求額、前年度繰越未送金額（23年度決算書十表の被請求額と送金額との差）は他府縣よりの請求額に夫々本年度分と併算記入のこと。尙事務費の前記該当額も其の科目別に併算される。
7. 前記の前年度繰越債権及び債務は当該欄に括弧を附し再記のこと。
8. 他府縣分前年度繰越金（昭和23年度決算書十表の收入額と送金額の差）は事務費も含めて「收入済額と送金済額の差額」欄に本年度分と併せ記入のこと。この場合繰越金は当該欄へ括弧を附し再記のこと。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第四表

事業費資金收支決算調書

縣名（徳島縣）

收入済額						支拂済額	殘額
委託金收入	前年度繰越金			雜收入	收入合計		
	診療費	委託金	計				
円	円	円	円	円	円	円	円
99.895.632.01	3273701.16	417901.70	3691.602.86	90.645.25	103677.880.12 ~~103107.309~~	103107.309.01	570.571.11

備考	
	1 雜收入内訳
	1 利子收入 90.645.25　2 基本金利子收入 0.—　3 雜收入 0.—
	2 他府縣分收入、送金の差額と本表殘額の合計 559.393.11
	3 假受金 0.—　2と3の合計 559.393.11

記載要領

1. 委託金收入欄は第一表收入済額合計
2. 前年度繰越金は昭和23年度決算時の事業費関係預、現金の合計即ち昭和23年度決算書第一表收入合計より第四表支拂合計を差引いた額に一致する。
3. 雜收入は事業費（診療費、委託金）より生じた預金利子を記入し、備考1項も同数を記入する。なを延滯金を收入したる向は全て第七表該欄に計上のこと。
4. 收入合計は以上の合計を、支拂済額は第二表の支拂済額合計を記し、その差額を殘額欄へ記入する。
5. 備考第二項は本表殘額と第3表の收入、送金の差額の合計。
6. 備考第三項は区分不明なもので假受金として処理した額の3月末日現在高。なを、假受金の科目設置なき向にあつて委託金收入中に混同処理しあるものはその額を摘出し假受金欄に計上のこと。なお前期假受金中四月中に区分が判明したる場合、事務費はその額を新年度分として整理のこと。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第五表

事務費收入決算調書

縣名（徳島縣）

科目	請求額	收入済額	收入未済額	備考
	円	円	円	
事務費收入	1.337.474 00	1.091.077 50	246.396 50	
1 共済組合事務費收入	786.301 00	613.569 50	172.731 50	
2 組合健保事務費收入	551.173 00	477.508 00	73.665 00	
3 国民健保事務費收入				

記載要領

1. 本事務費收入欄には、自縣内徴收分、縣外直接請求分、縣外間接請求分の合計を記載し他府縣より請求依頼をうけたものは一切考慮に入れない。
2. 記入計数は、事業狀況報告書24年度所属25年4月分第八表の各累計と一致しなければならない。
3. 前2項に依り前年度よりの繰越債権及びそれに件ふ收入は当然含まれるものである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

		1 用地費	0		0	0		0
	3 備品購入費		30.000 00		30.000 00	30.000 00		0
		1 備品購入費	30.000 00		30.000 00	30.000 00		0
		2 機械器具費	0		0	0		0
	4 雜費		70.000 00		70.000 00	70.000 00		0
		1 雜費	70.000 00		70.000 00	70.000 00		0
5 補導費			58.157 00		58.157 00	54.348 80		3808 20
	1 手当及給與金		3.600 00		3.600 00	0		3.600 00
		1 謝金及賞與金	3.600 00		3.600 00	0		3.600 00
	2 旅費		25.150 00		25.150 00	25.033 80		116 20
		1 旅費	25.150 00		25.150 00	25.033 80		116 20
	3 消耗品費		10.137 00		10.137 00	10.045 00		92 00
		1 文具費	3.297 00	105 00	3.402 00	3.310 00		92 00
		2 食糧費	6.840 00	105 00	6.735 00	6.735 00		0
	4 役務費		19.270 00		19.270 00	19.270 00		0
		1 印刷製本費	11.600 00	1.950 00	13.550 00	13.550 00		0
		2 通信費	5.470 00		5.470 00	5.470 00		0
		2 借料及損料	2.200 00	1.950 00	250 00	250 00		0
6 積立金								
	1 退職死亡手当金							
		1 退職死亡手当金						
7 豫備費								
	1 予備費							
		1 予備費						
4. 5 月暫定予算額			181.027 71		181.027 71	181.027 71		0 —
合計			3.213.657 00		3.213.657 00	3.030.754 60		182.902 40

記載要領

1. 本調書は24年6月以降の現行科目の分で4.5月分の旧科目は合計欄の上欄の4.5月分暫定予算分欄へ予算額支出額を一本で記入する。
2. 予算額欄には，令達予算額を記入する。
3. 流用増減欄には、支部限りで流用した目の流用増額を黒記し、減額を朱記すること。△印で表はすことは認めない。
（注意、支部に於ては項の流用はない。項の流用申請の分は予算の増減令達で処理されている）
4. 予算現額欄には、前第1.2項の合計を記入する。
5. 支出済額欄は25年4月末日迄に24年度所屬分として支出せる累計を記入する。即ち事業狀況報告書、24年度所屬25年4月分第十表の支出累計と一致しなければならない。
6. 支出未済額欄には、債務確定せるも年度内に未支拂となつたものを記入する。
7. 不用額には、予算現額より支出済額と支出未済額の合計を差引いた額を記入する。

	9 備品費						
		1 備品費					
	10 雜費						
		1 雜費					
		2 雜支出					
2 會議費							
	1 手当及給與金						
		1 手当及給與金					
	2 旅費						
		1 旅費					
	3 消耗品費						
		1 文具費					
		2 食糧費					
	4 役務費						
		1 印刷製本費					
		2 通信費					
		3 借料及損料					
3 審査委員會費							
	1 手当及給與金						
		1 手當及給與金					
	2 旅費						
		1 旅費					
	3 消耗品費						
		1 文具費					
		2 食糧費					
	4 役務費						
		1 印刷製本費					
		2 通信費					
		3 借料及損料					
4 施設費	1 建物費						
		1 建物費					
	2 用地費						
		1 用地費					
	3 備品購入費						
		1 備品購入費					
		2 機械器具費					
	4 雜費						
		1 雜費					

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(第六表)

事務費支出決算調書

縣名(　　)

款	項	目	予算額	流用增減	予算現額	支出済額	支出未済額	不用額	備考
1 事務取扱費			1659635.29		1659635.29	1582493.39		77141.90	
	1 給料		698287.00		698287.00	660794.29		37492.71	
		1 給料	698287.00		698287.00	660794.29		37492.71	
	2 手当及給與金		298116.42		298116.42	278308.56		19807.86	
		1 勤務地手当	72710.42	9796.00	62914.42	62876.56		37.86	
		2 家族手当	93643.00	13123.00	80520.00	79720.00		800.00	
		2 超過勤務手当	104763.00	22919.00	127682.00	127682.00		0.-	
		4 雜手当	27000.00		27000.00	8030.00		18970.00	
	3 退職死亡手当金		1116.00		1116.00	1116.00		0.-	
		1 退職死亡手当金	1116.00		1116.00	1116.00		0.-	
	4 社會保險料		35123.00		35123.00	26252.00		8871.00	
		1 社會保險料	35123.00		35123.00	26252.00		8871.00	
	5 職員教養費		33226.00		33226.00	33226.00		0.-	
		1 職員教養費	33226.00		33226.00	33226.00		0.-	
	6 旅費		218190.00		218190.00	218136.00		54.00	
		1 旅費	218190.00		218190.00	218136.00		54.00	
	7 消耗品費		88785.00		88785.00	88780.15		4.85	
		1 文具費	26695.00	9899.85	36594.85	36590.00		4.85	
		2 燃料費	4600.00	12.10	4587.90	4587.90		0.-	
		3 食糧費	51250.00	8083.75	43166.25	43166.25		0.-	
		4 消耗器材費	6240.00	1804.00	4436.00	4436.00		0.-	
	8 役務費		160384.00		160384.00	159990.50		393.50	
		1 印刷製本費	75826.00		75826.00	75652.50		173.50	
		2 光熱及水料	18000.00	18000.00	0.-	0.-		0.-	
		3 通信費	41558.00	15740.00	57298.00	57298.00		0.-	
		4 運搬費	1000.00		1000.00	780.00		220.00	
		5 修繕費	0.-	2260.00	2260.00	2260.00		0.-	
		6 保險料	0		0	0		0	
		7 借料及損料	24000.00		24000.00	24000.00		0.-	
	9 備品費		92441.00		92441.00	92441.00		0	
		1 備品費	92441.00		92441.00	92441.00		0	
	10 雜費		33966.87		33966.87	23448.89		10517.98	
		1 雜費	33966.87		33966.87	23448.89		10517.98	
		2 雜支出							

（第六表）

事務費支出決算調書

縣名（　　）

款	項	目	予算額	流用増減	予算現額	支出済額	支出未済額	不用額	備考
1 事務取扱費			165,963.29		165,963.29	158,249.39		7,714.90	
	1 給料		69,287.00		69,287.00	66,079.29		3,207.71	
		1 給料	69,287.00		69,287.00	66,079.29		3,207.71	
	2 手当及給與金		29,811.62		29,811.62	27,820.56		1,991.06	
		1 勤務地手当	7,271.62	97.00	6,791.62	6,787.56		4.06	
		2 家族手当	9,643.00	1,123.00	8,520.00	7,972.00		548.00	
		2 超過勤務手当	10,476.00	229.00	10,247.00	10,247.00		0-	
		4 雜手当	2,700.00		2,700.00	803.00		1,897.00	
	3 退職死亡手当金		111.00		111.00	111.00		0-	
		1 退職死亡手当金	111.00		111.00	111.00		0-	
	4 社會保險料		3,123.00		3,123.00	2,635.00		488.00	
		1 社會保險料	3,123.00		3,123.00	2,635.00		488.00	
	5 職員教養費		3,322.00		3,322.00	3,322.00		0-	
		1 職員教養費	3,322.00		3,322.00	3,322.00		0-	
	6 旅費		21,190.00		21,190.00	21,136.00		54.00	
		1 旅費	21,190.00		21,190.00	21,136.00		54.00	
	7 消耗品費		8,784.00		8,784.00	8,780.14		3.86	
		1 文具費	2,649.00	999.86	3,648.86	3,643.00		5.86	
		2 燃料費	860.00	12.10	847.90	847.90		0-	
		3 食糧費	1,240.00	2,043.24	3,283.24	3,283.24		0-	
		4 消耗器材費	634.00	1,201.00	1,835.00	1,835.00		0-	
	8 役務費		16,038.00		16,038.00	15,999.10		38.90	
		1 印刷製本費	7,826.00		7,826.00	7,652.90		173.10	
		2 光熱及水料	1,000.00	1,000.00	0-	0-		0-	
		3 通信費	4,158.00	1,746.00	5,904.00	5,904.00		0-	
		4 運搬費	1,000.00		1,000.00	978.00		22.00	
		5 修繕費	0-	226.00	226.00	226.00		0-	
		6 保険料							

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(様式第二十一号)

24年度所属25年3月31日現在

決算

月分事務費收支調書

社會保險診療報酬支拂基金

(第七表)

收入済額						支出済額	残額
事務費收入	前年度繰越金	受入金	雑收入	本部送金	收入合計		
円	円	円	円	円	円	円	円
992488 20	19611315	0-	593708	225000000	305231213	274932320	302988 93

1. 受入金 0-

2. 雑收入 593708　利子收入 593708　雑收入 0.—

延滯金收入 0.—

(A列第四號)

備考

事務費收支調書については第四表の(1)に要領仝じ。

但し延滯金は診療費についての分をも含める。

本表殘額を事務費の現金出納簿の殘と一致せしめること。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

（様式第二十一号）

24年度所属25年3月31日現在

~~月分~~ 事務費收支決算調書

徳島縣社會保險診療報酬支拂基金

第七表）

收入済額						支出済額	残額
事務費收入	前年度繰越金	受入金	雑收入	本部送金	收入合計		
円	円	円	円	円	円	円	円
992,488.20	1961,131.5	0.-	5937.08	2250,000.00	3052,312.13	2746,932.32	302,988.93

1. 受入金 0.-

2. 雑收入 5937.08　　利子收入 5937.08　　雑收入 0.—

延滞金收入 0.—

（A列第四號）

備考

事務費收支調書については第四表の(1)に要領仝じ。

但し延滞金は診療費についての分をも含める。

本表殘額を事務費の現金出納簿の殘と一致せしめること。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(様式第二十一号) (二十四年度) 昭和二十五年四月三十日現在

月分事務費收支決算調書

社會保險診療報酬支拂基金

(第一表)

收入済額						支出済額	残額
事務費收入	前年度繰越金	受入金	雜收入	本部送金	收入合計		
円	円	円	円	円	円	円	円
1091077.50	1961131.5	0.-	5937.08	2250000.00	3150901.43	3030754.60	120146.83

1. 受入金 0.-
2. 雜收入 5937.08

利子收入 5937.08　雜收入 0.-

延滯金收入 0.-

(A列第四號)

備考

事務費收支調書については第四表の(1)に要領仝じ。

但し延滯金は診療費についての分をも含める。

本表殘額を事務費の現金出納簿の殘と一致せしめること。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

（様式第二十一号）　(二十四年度) 昭和二十五年四月三十日現在

~~月分~~ 事務費收支決算調書

徳島縣社會保險診療報酬支拂基金

（第二表）

收入濟額						支出濟額	殘額
事務費收入	前年度繰越金	受入金	雜收入	本部送金	收入合計		
円	円	円	円	円	円	円	円
1091.07750	196.11315	0.-	5.93708	2250.00000	3150.90143	3030.75460	120.14683

1. 受入金 0.-

2. 雜收入 5.937.08　　利子收入 5.937.08　　雜收入 0.-

延滯金收入 0.-

（A列第四號）

備考

事務費收支調書については第四表の(1)に要領仝じ。

但し延滯金は診療費についての分をも含める。

本表殘額を事務費の現金出納簿の殘と一致せしめること。

(第十一表)

25年3月31日現在資金調書

~~手持資金及び徴収見込額調書~~

區分		金額	摘要
手持資金	診療費	圓 54,393.11	
	事務費	202,882.93	
次月末日迄の徴収見込額	共濟組合（支部扱）	0.-	
	健保組合	0.-	
合計		462,276.04	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

(第十一表)

昭和27年4月30日現在資金調書

~~手持資金及び徴収見込額調書~~

區分		金額	摘要
手持資金	診療費	圓 0—	
	事務費	120,146 A3	
次月末日迄の徴収見込額	共濟組合（支部扱）	0—	
	健保組合	0—	
合計		120,146 A3	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

昭和二十五年五月十五日

徳島縣民生部保險課長

四國民事部山下ジョージ殿

民事部追加報告月報提出について

標記の件三月分左記の通り追加報告書提出致しますから

宜敷く御取計下さる樣御願ひ致します

記

一政府管掌健康保險事業所數　男一四、一四三

健康保險被保險者　女五、〇二六

健康保險八八六事業所

年金保險九二二事業所

計一九、一六九平均標準報酬

四、六一七、一

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

徳島県

二、厚生年金保険被保険者 男 一八、六一四 女 八、三六三 計 二六、九七七 平均標準報酬 四五六六

三、組合管掌事業所数 三組合 被保険者 男 四七五三 女 二〇八四 計 六八三七

組合管掌被保険者平均報酬額 五、五六三、一

四、組合管掌給付件数と金額 八九三件 金額 一六六七、二〇五〇〇

五、適用すべき船舶数 現在調査中なり 船員標準報酬 三九〇九一

現在適用してゐる船舶数 二一七隻

775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

目次

一、國保關係 …… 一
二、資格關係 …… 四
三、徵收關係 …… 五
四、給付關係 …… 六
五、年金關係 …… 九
六、船員保險關係 …… 十
七、庶務關係その他 …… 十

廣島

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Tokushima

昭和二五年五月九日

四國四縣社會保險勞務協議會協議事項

德島縣

目次

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

三、一點單價の統一とそれが引下げについて承りたい（愛媛）

四、國民健康保險の事務機構と再建狀況について各縣の狀況を承りたい（香川）

五、國民健康保險再建指導の具体策について（徳島）

六、國民健康保險診療報酬の審査並びに未拂額の處理方策について（徳島）

七、活動保險者の育成强化について（徳島）

八、保險給付費に對する國費及縣費補助金の交付要望について（高知）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

四國四縣社會保險事務協議會協議事項

協議事項	記事
國保關係 一、一部負擔金の五割以上の保險者の有無及これが引下げに對する指導方針（愛媛） 二、月報提出狀況及蒐集對策並に指導方針承りたい（愛媛） 三、一點單價の統一とそれが引下げについて承りたい（愛媛） 四、國民健康保險の事務機構と再建狀況について各縣の狀況を承りたい（香川） 五、國民健康保險再建指導の具体策について（德島）	See written note.

一題 六、二六 分.

1 2 3 4

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

十三、國保振興過問について　（徳島）

資格關係

十四、事業主及被保険者に對する指導狀況承りたい　（愛媛）

十五、資格關係の届書提出を怠りたる事業主發見した時の處理承りたい　（愛媛）

十六、政党又は政治團体の事務所に使用せられる者に對する任包適用狀況について　（高知）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

二十一、保險料滯納處分後の處理方法について講習會開催方を要望する（香川）

二十二、債權差押の場合稅務署に於ける取扱同樣管轄外に委託し得るよう制度化要望について（高知）

二十三、事業主變更の場合に於ける舊事業主負擔の保險料の取扱について各縣の狀況を承りたい（徳島）

給付關係

二十四、金冠使用の認定限度について各縣の方針を承りたい（香川）

一、保險料滯納者に對する處分狀況について承りたい。なお告發處分をなしたる例あらば承りたい（徳島）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

十七、健康保険被保険者證の尊重精神の混揚について（高知）

徴収関係

十八、昭和二十五年度に於ける保険料滞納處分計畫承りたい（愛媛）

十九、保険料滞納整理方法とその狀況を承りたい（香川）

二十、保険料悪質滞納者に對する處分狀況について承りたい。なお告發處分をなしたる例あらば承りたい（徳島）

二十一、保険料滞納處分後の處理方法について講習會開催方を要望する（香川）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

27

二十八 保險醫の指導及監査の状況について （高知）

28

二十九 入退院届の必要性について承りたい （愛媛）

withdraw

三十 入退院届の利用効果について各縣の状況を承りたい （德島）

withdraw

三十一 專任技官の設置要望いたしたい （愛媛）

29

三十二 醫療事務講習會開催方要望について （高知）

All Section Chief Conference 18 May 50

Attending: Benefits Division Chief and Technicians

Technical Advisor,

4

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

二十五　看護承認の範圍について各縣の狀況を承りたい（德島）

二十六　內科的疾患による廢疾程度及狀況の認定方法承りたい（愛媛）

二十七　診療報酬審査會に於ける審査狀況承りたい（愛媛）

二十八　保險醫の指導及監査狀況について（高知）

二十九　入退院屆の必要性について承りたい（愛媛）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

……に関する旅費……の増額……方要望致したい（愛媛）

船員保險關係

三十七、船員保險の療務上の齒科診療の取扱について各縣の状況を承りたい（徳島）

三十八、家族船員の取扱について承りたい（徳島）

三十九、漁船に對する船員保險法適用状況を承りたい（徳島）

庶務關係その他

四十、國家公務員と地方公務員との給與の差額について各縣の状況を承りたい（香川）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

三十三　被保險者證に寫眞を添付するよう要望致したい（愛媛）

年金關係

三十四　厚生年金保險の臺帳整理對策について各縣の方法を承りたい（香川）

三十五　規則第五十一條第二項但書の規定による取扱状況承りたい（愛媛）

三十六　障害年金手當に對する廢疾の程度及状態の認定に關する旅費豫算の增額配布方要望致したい（愛媛）

船員保險關係

三十七　船員保險の業務上の齒科診療の取扱について各縣の状況を承りたい（德島）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

四十四　四國四縣審査官會議を開催致したい　（愛媛）

11

6

四十五　船員失業保険事業費の公共職業安定所への適正迅速なる配布要望致したい　（愛媛）

12

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

四十一、社會保險關係事務職員の增員方要望について（高知）

四十二、預託金の會計區分方要望について（高知）

その他

四十三、社會保險講演會（社會保險夏季大學）開催について各縣の意見を承りたい（德島）

〇四十四、四國四縣審査官會議を開催致したい（愛媛）

四十五、船員失業保險事業費の公共職業安定所への適正迅速なる配布要望致したい（愛媛）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Tokushima Social Insurance
Monthly Statistical Report

徳保発第八六号
昭和三十五年五月八日

徳島縣民生部保険課長

四国民事部山下ジョージ殿

民事部報告月報提出について

標記の件三月分別紙の通り報告する。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

健康保険	五二六八三三四	〇四	四五〇八六七二九八	七六三九六五	(〇六)	〇八五五	〇〇
年金保険	四三八一五七六六五	二六五	三九三五〇〇二	五五	四五九〇七六三	一〇	〇八九五	〇〇
船員保険	三九三三三五八	〇三	三五五九八五	九七	八六九三七二	〇六	〇七七八	〇〇

德島縣

六 保険料徴収のパーセント

船員保険 法の適用を受ける船舶数と船員数

種類	船舶数 前月末	船舶数 本月末	増減	備考
汽船	六隻	六隻	〇	
機帆船	二〇二	二〇二	〇	
漁船	七	七	〇	
其の他	二	二	〇	
計	二一七	二一七	〇	

種類	被保険者数 前月末	被保険者数 本月末	増減	備考
汽船	一二七	一二七	〇	
機帆船	五四〇	五五五	一五	
漁船	一〇六	一〇六	〇	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

二 社會保險統計

一 健康保險及厚生年金保險

二 政府管掌被保險者數

男 一四、一三〇
女 五、〇二一 計 一九、一五一

三 組合管掌組合數と被保險者數

三組合 男 四、七五三
女 二、〇八四 計 六八三七

四 給付件數とその金額件數

八九三件 金額 一、六六七、二〇五、〇〇

五 保險料徴收のパーセント

区分	徴收決定済額	收納済額	收納未済額	收納歩合
健康保險	五二六八三二四	〇四	四五〇五六七二	九八	七、六二九六五八	〇六	〇八五五	〇〇
年金保險	四三八五七六五	六五	二九二五〇〇二	五五	四五九〇七六三	一〇	〇八九五	〇〇
船員保金	三九二三三五八	〇三	三、五二九八五	九七	八六九三七二	〇六	〇七七八	〇〇

六 保險料徴收のパーセント

船員保險 法の適用を受けてゐる船舶數と船員數

種類	船舶數 前月末	船舶數 本月末	增減	備考
汽船	六隻	六隻	〇	
機帆船	二〇二	二〇二	〇	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

請求者の申立は立ない　一件
傷病手当金の支給決定が少額であるとの理由にて審査請求
があったが審査の結果請求期間は給付期間満了後の
期間であるから請求者の申立は立ないものとした

五、社会保険診療協議會
一、活動内容なし
六、社会保険診療報酬支拂基金事務所　二月分
一、取扱件数　一八九三〇件
二、診療報酬審査會の拒絶率　〇、〇四〇%
三、拂込遅延件数　パーセント　九一五%
四、事務所收入と支出額
收入額　八四七、七四三%
支出額　四五三、三三一%

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

漁船	一〇六	一〇六	〇
計	七八二	七九七	一五

船員保険給付件数 二〇件 金額 五四、七三八、六六〇

被扶養者件数 五件 金額 八、九七三、五〇

三 國民健康保険

一 國民健康保険組合の種類及び組合種類別の被保険者

市町村営 被保険者 二〇二、九八九

組合営 被保険者 三七、五三三

四 審査官及び□保審査會

一 審査取扱件数 一件

二 審査処理置

請求者の申立は立たない、 一件

傷病手当金の支給決定が少額であるとの理由にて審査請求があったが審査の結果請求期間は給付期間満了後の期間であるから請求者の申立は立たないものとした

五 社会保険診療協議会

一 活動内容なし

六 社会保険診療報酬支払基金事務所 二月分

一 取扱件数 一八九三〇件

二 診療報酬審査会の拒絶率 〇、〇四〇%

三 払込遅延件数パーセント 九一五%

四 事務所収入に支出額

徳島縣

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

月次進行報告

三月分

A. 收入対策

a 保険料納入督勵

前日同様徴収係員を總同員して督勵せしめたが金融難は益々深刻となり事業所の閉鎖は續出し納期内納入は殆んど稀なる状況となり徴収は益々困難なる状況で年度末を控え憂慮すべきものがある

b 保険料滞納整理

口税金県市民税等先取特権たるものが常課の差押を重複して押へるため徴収金の收入は甚だ困難であるので差押を中止して分納の方針で少々乍ら入金させて見たが思小様には徴収は出来ない

c. 事業所における標準報酬の調査

滞納保険料の徴収のため調査せず

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

社會保險審査官審査実績（自二五・一・一 至二五・三・三一）

審査の受理				審査の決定				審査請求の取消				審査の未決			
種別	件數	金額	種別	件數	金額	件數	金額	理由	種別	件數	金額
健康保險	分娩給付	一	三、三九二・・・	申立立ない	一	一	一	一	一	一	一
	看護費	一	一、三六四・・・	要支給	一	七、四四・・・	一	一	一	一	一
	療養費	一	一、六二〇・・・	要支給	一	一、五四・・・	一	一	一	一	一
	傷病手當金	二	四、八四〇・・・	申立立ない	一	一	八、九八〇・・・	一	八、四〇・・・	保険者から追加結付したので審査請求を取り下げ	一	一	一
計	四五	二、三四九二・・・			四	八、九八〇・・・	一	八、四〇・・・			一	一	一

備考

請求の内容が簡単で説明によって了解したので審査事件として取扱はなかつたもの

家族療養費　一件

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

社会保険相談所設置計画書

一、場所　徳島県民生部保険課内
（なお関係者の要望によって管内全域に亘り随時出張相談所を設置する）

二、期間　日曜日祝日を除き毎日開設
（被保険者等関係者の都合によって日曜祝日にても臨時に開設することがある）

三、従事者　職員二名を設置する
（当分の間保険課員が兼務する）

四、所要経費

金四万壱千八百円也

内訳

種別	金額	摘要
職員手当	一二、〇〇〇	月額一、〇〇〇円（職員二名）
需要費	七、〇〇〇	
	〇〇〇	

旅費		
通信運搬費	四、八〇〇	月額四〇〇円
雑費	三、〇〇〇	
	〇〇〇	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

TOKU HO NO. 2 of 794

Date: 25 April 1950

TO: Chief of Welfare Section, SCAR

FROM: Chief of Tokushima Prefectural Welfare Department, Social Insurance Section

SUBJECT: Holding of Conference on All Shikoku Social Insurance Business

We are going to have a Social Insurance Conference, having gathering of officials in charge of social insurance business in order to study and discuss present business handling, managment and improvement ofthe insurance system for the purpose of carrying out perfect managment of social insurance which is main part of social security system and improvement of business efficiency. We want to have presence of an officer in charge of social insurance from your section so that we might be able to hear his opinion and get his guidance. Please me know the name of the officer and date and time of arrival at Tokushima by return of post for the convenience of our preparation of the conference.

NOTE: Date : 9 May 1950 10:00 hrs
Place: Main Building at Tokushima Prefectural Office

FC
IR
GY
File

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

FUKUI	6	509	-	-
YAMANASHI	27	112	1	2
NAGANO	2	91	2	11
GIFU	290	1939	-	4
SHIZUOKA	48	355	1	18
AICHI	29	1264	1	6
MIE	46	589	-	3
SHIGA	1	222	-	-
KYOTO	-	438	-	-
OSAKA	5	390	-	1
HYOGO	5	1370	-	9
NARA	-	431	-	-
WAKAYAMA	33	239	-	1
TOTTORI	-	112	-	2
SHIMANE	8	616	-	-
OKAYAMA	2	407	-	7
HIROSHIMA	4	126	-	2
YAMAGUCHI	-	84	-	-
TOKUSHIMA	41	95	1	1
KAGAWA	-	70	-	2
EHIME	2	123	-	4
KOCHI	-	6	1	2
FUKUOKA	48	674	1	17
SAGA	20	66	-	3
NAGASAKI	4	72	-	2
KUMAMOTO	3	5	2	11
OITA	32	121	-	10
MIYAZAKI	-	23	3	52
KAGOSHIMA	-	-	-	1
TOTAL	1,496	14,838	23	312
RATES				
Current	96.5	95.7	1.5	2.0
Previous	151.0		2.6	

See footnotes at end of table.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

徳保第七九四號ノ二
昭和二十五年四月二十五日

四國民事部厚生課長殿

徳島縣民生部保險課長

四國四縣社會保險事務擔當者會開催について

首題の件について左記に依り四國地區の社會保險事務取扱又は運營上の質疑應答と併せて本制度の改善要望事項等につき研究、協議し社會保障制度の一翼たる社會保險業務運營の萬全を期すると共に事務效率刷新の資と致したので貫課より然るべき擔當官の御出席を願い御高見並に御指導を賜りたいので萬障御繰合せの上御出席方御願い致します

おつて準備の都合もありますので御折返し御知らせ願います

記

一、日時　昭和二十五年五月九日午前十時

二、會議場　徳島縣廳　正廳

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

意見

國民健康保険生活保護法に依る医療給付
勞働者災害補償保険を基金に於て取扱
に對する意見

國民健康保険は勿論生活保護法に依る医療
給付及勞働者災害補償保険を社會保険
診療として取扱ふ場合に於ては基金に於て支払
ふは當然の事と思ひます
要は人の問題であると存じます

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

経済安定本部 〃
厚生省 〃
農林省 〃 東京支部
會計檢査院共済組合
特別調達庁共済大阪支部
警察共済 大阪支部
農林省 〃 大阪支部
大阪財務部共済組合
通信産業局共済大阪支部
神戸海上保安部共済組合
警察共済 兵庫支部
公立學校 〃 兵庫支部
第三港灣建設部共済組合
神戸拘置所 〃
農林省共済 岡山支部
中國四國地方建設局共済組合
中國電氣通信局 〃

大阪大學支部 〃
公立學校 〃 大阪支部
大阪刑務所共済組合
大阪国税局 〃
徳島縣社会保険診療報酬支拂基金事務所
特別調達庁共済兵庫支部
廣島海上保安部共済組合
廣島大學支部 〃
公立學校共済廣島支部
門司海上保安部共済組合
公立學校共済京都支部

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

四國電氣通信局共済組合	岩手大學支部共済組合
高知營林局 〃	金澤大學支部 〃
高知種畜場 〃	公立學校共済組合愛知支部
公立學校共済組合高知支部	名古屋國立病院共済組合
高知地方裁判所共済組合	奈良少年刑務所 〃
建設本省 共済組合	公立學校共済 奈良支部
郵政省人事部 〃	同 滋賀支部
財金支局 〃	大阪郵政局共済組合
東京國税局 〃	近畿電氣通信局 〃
経済安定本部 〃	大阪大學支部 〃
厚生省 〃	公立學校 〃 大阪支部
農林省 〃 東京支部	大阪刑務所共済組合
會計検査院共済組合	大阪國税局 〃
特別調達庁共済大阪支部	特別調達庁共済呉支部
警察 共済 大阪支部	廣島海上保安部共済組合
農林省 〃 大阪支部	廣島[illegible]共済支部 〃

徳島縣社会保険診療報酬支拂基金事務所

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

三菱鑛業健保勝田支部

國家公務員共済組合
船　員 〃
＝
徳島地方法務局共済組合
同　検察庁 〃
同　裁判所 〃
徳島刑務所 〃
警察共済徳島支部
徳島大學共済徳島支部
公立學校共済徳島支部
農林省共済　徳島支部
印刷局　共済組合
專賣公社共済徳島支部
同　池田支部
高松國税局共済組合
同　財務部 〃

徳島勞働基準局共済組合
同公共職業安定所 〃
徳島縣社会保険診療報酬支拂基金事務所
四國海運局共済組合
高松氣象台 〃
四國地方建設工事部 〃
四國通商産業局 〃
公立學校共済組合香川支部
專賣公社共済高松支部
経済調査庁共済組合
高松少年審判所 〃
農林省共済香川支部
專賣公社共済坂出支部
警察共済香川支部
四國地方少年保護委員会共済組合
松山郵政局共済組合

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

新光産業健康保険組合
大洋漁業健康保険組合
帝人岩國健康保険組合
貝島大野浦健康保険組合
古河目尾健康保険組合
三菱化成健保黒崎支部
三井三池健康保険組合
日本炭鑛健康保険組合
日本製鉄八幡健保組合
三菱鑛業健保勝田支部

敷島紡績健保戸畑支部
共同石炭健保島廻支部
金丸鑛業健康保険組合
三井山野健康保険組合
西日本鉄道健康保険組合
山口鑛業健保小成支部
三菱鑛業健保高岡支部
日本窒業健康保険組合

國家公務員共済組合
船員〃

德島勞働基準局共済組合
同公共職業安定所〃

德島縣社会保險診療報酬支拂基金事務所

德島地方法務局共済組合
同検察庁〃

四國海運局共済組合
高松氣象台〃

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

同	中島支部	
三菱造船健保	神戸支部	
同	電機健保	神戸支部
同		伊丹支部
塩野義健保	東穂支部	
敷紡健保	飾磨支部	
大同製鋼健保	関西支部	
尼崎製鋼健保	組合	
神戸製鋼健保	兵庫支部	
倉敷紡績健保	組合	
敷島紡績健保	味野支部	
大阪機械健保	猪名川支部	
塩野義健保	杭瀬支部	
連合國重要員健保	組合	
神戸市健保	係険組合	
棚原鑛山健保	係険組合	
三菱京機健保	係険組合	
京都市健保	係険組合	
鐘紡健保	山科支部	
京三製作所健保	係険組合	
日本化絃		
小泉製麻	〃	
大阪製麻	〃	
大日電線	〃	
德島縣社会保險診療報酬支拂基金事務所		
日本銅管健保	係険組合	
東洋紡績健保	山田支部	
日本車輛健保	係険組合	
福助足袋健保	係険組合	
倉敷紡績健保	係険組合	
三井造船健保	玉支部	
倉敷紡績健保	岡山支部	
同	万壽支部	
帝人健保	三原支部	
日立造船健保	笠戸支部	
宇部窒業健保	係険組合	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

敷紡　健康保險組合
同　大阪支部
同　成化支部
大日本紡績　健康保險組合
同　平野支部
同　山崎支部
東洋紡績　健康保險組合
同　三本松支部
鐘紡　健康保險組合
同　中之島支部
三菱造船　健康保險　神戸支部
同　電機　健康保險　神戸支部
同　伊丹支部
塩野義　健康保險　赤穂支部
敷紡　健康保險　飾磨支部
大同製鋼　健康保險　関西支部

三菱化成　健康保險組合
鐘紡　健康保險　伊丹支部
同　洲本支部
川崎重工業　健康保險組合
明石興業　健康保險組合
扶桑鋼管　健康保險組合
川西機械　健康保險組合
播磨造船〃
阪神電氣鉄道〃
日本毛織
小泉製磨〃
大阪製磨〃
大日電線〃
日本鋼管　健康保險組合
東洋紡績　健康保險　山田支部
日本車両　健康保險組合

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

三菱銀行健康保険組合
日本生命健康保険組合
國民生命健康保険組合
同和火災健康保険組合
日本軽銀健康保険組合
日新化学健康保険組合
武田薬品健康保険組合
塩野義健康保険組合
田辺健康保険組合
大阪鉄工所健康保険組合
久保田鉄工所健康保険組合
住友電気工業健康保険組合
東芝関西健康保険組合
中山製鋼所健康保険組合
三菱化成加健係玉川支部
日本セルロイド健康保険組合
日本治金工業健保組合
東洋綿花健康保険組合
近畿車輛健康保険組合
扶桑金属工業健康保険組合
同和配電健康保険組合
徳島縣社会保険診療報酬支拂基金事務所
鴻池健康保険組合
大丸健康保険組合
大日本製薬健保組合
中西金属健康保険組合
帝國精機健保組合
水産連合健保組合
川崎重工業健保泉州支部
富士火災健康保険組合
大阪新聞健康保険組合
連合國軍要員健係大阪支部
大和証券健康保険組合
大阪銀行健康保険組合
東洋綿花健康保険組合

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

六、審査状況に付て

a 政府健保一般入院の分

請求金額 一、〇二三、〇五四円〇〇 決定金額 一、〇一六、二七〇円五〇 査定率 九九、三%

政府健保一般入院外の分

請求金額 二、四五七、六一六円〇〇 決定金額 二、三〇三、一四四円〇〇 査定率 九三、七%

政府健保歯科の分

請求金額 六七四、九七七円〇〇 決定金額 六五八、五三六円〇〇 査定率 九七、五%

b 船員保険一般入院の分

請求金額 一四九、二八円五〇 決定金額 一四〇、六三九円〇〇 査定率 九四、三%

船員保険一般入院外の分

請求金額 三二一、九八七円〇〇 決定金額 三一三、九四〇円〇〇 査定率 九七、四%

船員保険歯科の分

請求金額 三八、六八〇円〇〇 決定金額 三七、五七〇円〇〇 査定率 九七、一%

c、共済組合一般入院の分

請求金額 八九五、〇四二円五〇 決定金額 八八〇、七一四円〇〇 査定率 九八、四%

共済組合一般入院外の分

請求金額 二、三五七、一五二円〇〇 決定金額 二、三二九、三〇二円五〇 査定率 九八、八%

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402\NNDG NO. 112013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 772013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Tokushima

基金本部へ提出する報告
一、政府管掌診療報酬支拂決定額報告書　二部　診療月の翌月末日
二、健康保険組合、共濟組合診療報酬支拂決定額報告書
三、事業状況報告書　一部　診療月の翌々月十日
四、財産目録　二部　毎年末調べて翌月十五日
五、委託金、診療報酬收入及支拂状況速報　一部　提出日本部より指示
六、共濟組合月別診療報酬收納状況報告書　一部　毎月末調べて翌月十日
七、銀行口座届報告　一部　毎月十五日末日調べて翌月二十五日

右は昭和二十五年四月一日より実施

24.9－5.000

徳島縣社會保險診療報酬支拂基金事務所

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

德島縣國民健康保險狀況調　昭25.1.31日現在

日別	保険者数	被保険者数	月報提出数	被保険者数	受診件数	金額	保険料徴収歩合	審査請求書枚数	備考
24						円	%	枚	
11	18	211,206	16	182,259	15,027	8,597,988.20	57.7	43	市町村営
12	19	219,026	15	198,579	15,557	8,832,137.55	65.1	61	〃
25 1	21	236,737	16	218,590	16,467	8,326,581.00	52.6	36	〃
24									
11	12	43,680	7	43,680	2,180	1,617,764.00	62.0	5	組合営
12	10	35,702	6	35,702	1,684	1,026,838.00	57.3	4	〃
25 1	9	21,922	4	21,922	1,298	419,943.00	44.4	6	〃

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

昭和二十五年度　國民健康保険予算

・徳島縣

種別	予算総額	國庫補助	県費負担	備考
指導諸費	四〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	
国民健康保険委員会費	二三、〇〇〇	一一、五〇〇	一一、五〇〇	
診療調整協議会費	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	
事務費補助	五二四、四〇〇	六〇五九、四〇〇	二四六五、〇〇〇	県費には運務旅費特種ノ費 指導医費を含まない其の他定額 3/10 一七〇人分
保健婦設置補助	一一〇四、〇〇〇	七三六、〇〇〇	三六八、〇〇〇	県費定額の大分の一補助 四六人分
診療所設置補助	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	
連合會補助	六九、〇〇〇	六九、〇〇〇		
計	二〇、一五〇、四〇〇	一二、〇九〇、九〇〇	八、〇五九、五〇〇	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

保険課長に委嘱し至事は保険課員が事務にて事業の企畫ならびに施行に従事している

三、對象

保険者被保険者事業主船舶所有者診療擔當者等関係者からの求めによって事務相談ならびに指導に應じている。

德島縣

四、運営

事務相談ならびに指導は口頭又は書面いづれにても その求めに應ずるものとする。

社會保険相談所は適当の時期に研究會及び座談會を開催して社會保険に對する知識の啓蒙に資せんとする関係者の便宜のために出張相談所を開設する。

五、効果

設置以来未だ日浅くその効果については未知数であるが設置後二週間における成績は次の通りである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

徳島縣社會保険相談所の概況

一、目的

徳島縣社會保険相談所は大衆に社會連帶相互扶助思想の普及徹底をはかり國民生活の安定に必要なる社會保険に對し親しみをもたらしむると共にこの制度の円満なる発展をはかるを以て目的とする。

二、組織

社會保険相談所は財團法人徳島縣社會保険協會の施設にて徳島縣民生部保険課内に設置せられ、所長は保険課長に委囑し、主事は保険課員が兼務して事業の企畫ならびに施行に從事している

三、對象

保険者被保険者事業主船舶所有者診療擔當者等関係者からの求めによって事務相談ならびに指導に應じている。

四、運営

事務相談ならびに指導は口頭又は書面いづれにてもその求めに應ずるものとする。

社會保険相談所は適当の時期に研究會及び座談

徳島縣

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第四條　事務相談又は指導について應ずるものとする

一、社会保険相談所に出頭して事務相談又は指導を求める者

二、社会保険相談所に対し書面を以て事務相談又は指導を求める者

三、社会保険相談所の所員が其の用務を帯びて事業所又は事務所等に出張したる際に事務相談又は指導を求める者

第五條　社会保険相談所に出頭して事務相談又は指導を求めむとするときは被保険者証受診証船員手帳を提出せねばならない是等を提示することができないときは次のような事項を申出でなければならない

一、住所氏名及生年月

二、被保険者証受診証船員手帳の記號番號

三、事業所又は事務所の名稱所在地及び業務の種別

第六條　被保険者被扶養者其の他の関係者から書面を以て社会保険相談所に対し事務相談又は指導を求めむとするときはその相談又は指導の内容及前條各號の事項を記載するものとする

第七條　社会保険相談所に次の職員を置く

所長

主事　若干名

書記　若干名

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

徳島県社会保険相談所規程

第一條　社會保険の被保険者被扶養者ならびに関係者に社會連帶相互扶助思想の涵養をはかり社會保険に関する各種法律の趣旨及手続の指導徹底をはかる施設として徳島縣社会保険相談所を徳島縣民生部保険課内に設ける（以下社会保険相談所と称す）

第二條　社会保険相談所において取扱う事項は次のとおりとする

一　健康保険、厚生年金保険、船員保険、國民健康保険に関する事務相談

二　諸手続の指導

三　研究会座談会の開設

第三條　事務相談ならびに指導は次の者について應ずるものとする

一　社会保険相談所に出頭して事務相談又は指導を求める者

二　社会保険相談所に対し書面を以て事務相談又は指導を求める者

三　社会保険相談所の所員が其の用務を帶びて事業所又は事務所等に出張したる際に事務相談又は指導を求めむとするときは被保険者証受診証船員手帳を提出せねばならない是等を提示することができないときは次のような事項を申出でなければならない。

一　住所氏名及生年月

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第十條　所長は長生部保險課長たる理事を以てこれに充つる所長は会長の命を承けて所務を掌理する

所長不在のときは所長の指定したる者が乙を代理する

主事は所長の命を承けて事務相談指導其の他事業の企畫ならび施行に從事するものとする

書記は上司の命を承けて庶務に從事する

第八條　所長は事務狀況を調査して翌月五日迄に会長に報告する

第九條　社会保險相談所の執務時間は毎日午前九時から午後四時迄とする但し都合によつて臨時に変更することがある

第十條　社会保險相談所の休日は次のように定める但し都合によつて臨時に変更することがある

一日曜日、國民の祝日

二一月一日から三日迄及び十二月二十九日から三十一日迄

附　則

この規定は昭和二十五年四月一日からこれを施行する

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

皆さんの御來訪を
お待ちしています！

（一切無料）

徳島縣社會保險相談所
徳島市新蔵町 徳島縣保險課分室内

取扱種目

健康保險・厚生年金保險・船員保險
國民健康保險・労働者災害補償保險・失業保險

取扱事項

1. 社会保險の診療に關する事項
2. 保險給付に關する事項
3. 被保險者の資格に關する事項
4. 諸届ならびに諸請求等の手続に關する事項

取扱時間

毎日午前九時から午後四時迄
（日曜祝日を除く）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDC NO. 77 5013

島根県民生部保険課長

島根県保険課長

昭和二十五年四月三日

島保第五七大號

厚生年金保険及び船員保険の被保険者数、標準報酬月額及び標準報酬分布状況報告について

厚生年金保険及び船員保険の被保険者数、標準報酬月額及び標準報酬分布状況報告について、左記の通り提出方お願いする。

記

一、厚生年金保険及び船員保険の被保険者数、標準報酬月額及び標準報酬分布状況報告書

二、健康保険組合及び健康保険法の適用を受けている船舶所有者の管掌する被保険者数、標準報酬月額及び標準報酬分布状況報告書

三、国民健康保険組合及び国民健康保険法の適用を受けている船舶所有者の管掌する被保険者数、標準報酬月額及び標準報酬分布状況報告書

四、市町村及び組合管掌の被保険者数、標準報酬月額及び標準報酬分布状況報告書

五、船員保険の被保険者数、標準報酬月額及び標準報酬分布状況報告書

六、厚生年金保険及び船員保険の被保険者数、標準報酬月額及び標準報酬分布状況報告書

七、健康保険組合及び健康保険法の適用を受けている船舶所有者の管掌する被保険者数、標準報酬月額及び標準報酬分布状況報告書

八、国民健康保険組合及び国民健康保険法の適用を受けている船舶所有者の管掌する被保険者数、標準報酬月額及び標準報酬分布状況報告書

九、市町村及び組合管掌の被保険者数、標準報酬月額及び標準報酬分布状況報告書

十、船員保険の被保険者数、標準報酬月額及び標準報酬分布状況報告書

十一、厚生年金保険及び船員保険の被保険者数、標準報酬月額及び標準報酬分布状況報告書

十二、健康保険組合及び健康保険法の適用を受けている船舶所有者の管掌する被保険者数、標準報酬月額及び標準報酬分布状況報告書

十三、国民健康保険組合及び国民健康保険法の適用を受けている船舶所有者の管掌する被保険者数、標準報酬月額及び標準報酬分布状況報告書

十四、市町村及び組合管掌の被保険者数、標準報酬月額及び標準報酬分布状況報告書

十五、船員保険の被保険者数、標準報酬月額及び標準報酬分布状況報告書

十六、厚生年金保険及び船員保険の被保険者数、標準報酬月額及び標準報酬分布状況報告書

十七、健康保険組合及び健康保険法の適用を受けている船舶所有者の管掌する被保険者数、標準報酬月額及び標準報酬分布状況報告書

十八、国民健康保険組合及び国民健康保険法の適用を受けている船舶所有者の管掌する被保険者数、標準報酬月額及び標準報酬分布状況報告書

十九、市町村及び組合管掌の被保険者数、標準報酬月額及び標準報酬分布状況報告書

二十、船員保険の被保険者数、標準報酬月額及び標準報酬分布状況報告書

月次進行報告

二月分

▲収入對策

a 保険料納入督勵

徴收係員を動員して納[illegible]内納四一〇を督勵せしめたが金融難と經濟界の不振は事業の休止を促進し督勵なくせば二割強然も小額の事業所に限られる現狀で漸くにして二九四事業所を納入せしめたり

b 保険料滞納整理

三ケ月以上の保険料滞納事業所を強制徴收の爲め出張せしめた所財産差押二〇件分納九十七件を徴收せしめたり

c 事業所における標準報酬の調査

七郡四二事業所につき調査した所届出に對してやゝ低下は見られるが大差はなかつた

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Monthly Progress Report for January

Insurance Section

Revenue Plan

A. Encouragement of payment of insurance money: For the period between January 1-31, 7 collectors were dispatched to 134 business places in Tokushima City to urge the payment of insurance money within the appointed period. Many of them, however, are about to shut down due to business depression and only 81 of them could pay precariously.

B. Adjustment of delinquent deposits.

During the period between January 17-25, representatives of 65 business places that had failed to deposit for 3 months or more were called to this office. The current conditions of insurance economy being explained, they were instructed to draw up full payment plan by the end of this fiscal year and advised to have no trouble in the payment hence.

C. Investigation on standard wages at business places.

On 20-21 January investigation was made along with cash payment investigation at 5 large business places in Naruto City, that are suspected of low standard. It was found that since the beginning of the year they had been hard up for working fund, effected by the slack of the financial circles and that though unit wage went up, their income slightly dropped due to less working days on account of shortage of raw materials.

Social Insurance Statistics

1. Health Insurance and Welfare Pension Insurance:

(a) Number of persons covered under government managed insurance:
Male 14,802 Female 5,439 Total 20,241
Number of society-managed societies:-3
Number of persons covered under societies;-
Male 4,663 Female 2,094 Total 6,757
(b) Number of cases receiving benefits:- 852
Amount of payment:- ¥1,634,685.17
(c) Percentage of payable contributions collected:
Health insurance 81.1%
Welfare pension insurance 85.5%

2. Seamen's Insurance:

(a) Number of ships covered under the law:- 212
Number of seamen " " " " 772
(b) Number of cases receiving benefits:- 21
Amount of payment ¥81,725.00
By dependents 9 cases
Amount ¥11,500.00

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

3. National Health Insurance:

(a) Number of persons insured by community-managed associations:- 198,579
Number of persons insured by association-managed associations:- 35,702

(b) None applicable
(c) None applicable

4. Referee and Appeal Board:

(a) Number of cases handled:- 2
(b) Action taken on appeals:-
1. In one case an appeal was brought up against the decision of payment for child-birth. Thereupon applicant and management were asked to report for inquiry. Nothing wrong was found on the decision of the insurer. The applicant's statement was disapproved.
11. In the other case the applicant complained of dissatisfaction against non-payment decision for nursing expenses. All parties concerned were inquired about to find some faults in the insurer's decision. Hence it was decided that the insurer should pay ¥7440 expended for nursing.

5. Activities of Social Insurance Medical Care Advisory Council, if any:

None

6. Social Insurance Medical Fee Payment Fund Office:

(a) Number of cases handled:- 9,319 cases
(b) Percentage of rejections by receiving and auditing committee:- 12.9%
(c) Percentage of delinquent depositors:-

Number of cases,	Mutual Aid Assn	19	
" ,	deposits made	2	10.5%
Number of cases,	Health Ins. Assn	11	
	deposits made	1	10.0%
Amount demanded by Mutual Aid Assn		¥940,327.50	
Amount deposited		¥346,702.50	
			36.87%
Amount demanded by Health Ins. Assn		¥1,942,909.25	
Amount deposited		¥ 62,890.00	
			3.29%

(d) Revenue and Expenditure of Office:

Revenue	¥665,294.50
Expenditure	¥430,555.10

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Feb. Report.

Statement of 4th Quarterly Programs and Objectives
(Insurance Section)

The 4th quarter period is a period for settling incomes and outlays of the insurance economy for this fiscal year. The default in payment of insurance premiums on the part of subscribers is being afraid of causing some obstacles in payment of insurance money. Therefore, in order to keep a balance between the income and the outlay of insurance economy, the following measures are being taken for the complete collection of insurance premiums and the adequateness of payment of insurance money.

Health Insurance & Welfare Pension Insurance.

A. Measures for Income.

a. Encouragement of Payment of Insurance Premiums.

Collecting officials are sent to places of work (about 400 places) at the end of each month, which are defaulting payment and urge them to pay insurance premiums by the due time.

b. Adjustment of Payment of Insurance Premiums in Arrears.

As a goal of 95% collection of insurance premiums at the end of the fiscal year, an adjustment compaign is now underway from Feb. 1, to end of March to enforce a compulsory execution with the places of work which are defaulting.

c. Investigation of Standard Salaries Paid by Places of Works

In order to maintain the insurance economy, salaries and wages are investigated into as having been notified in too small amount by the places of work and insurance money as being improperly claimed, and those will be rectified if such cases are discovered.

B. Measures for Outlays.

Insurance money paid from April to December, last year amounts to ¥11,600,000 and the amount paid to the wounded and the sick is the biggest that is about ¥ 5,700,000, representing 49% of the total amount. Daitails of this amount and the method of claiming will be investigated into whether they are correct.

Mariner Insurance.

The program of the mariner insurance business for 4th quarter of the fiscal year of 1949 is as follows:

1. Application of Mariner Insurance to the Ships to which the mariner insurance has not been applied.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

There have been fairly many ships to which the mariner insurance is not applicable in view of their special characteristics. However, efforts are being done to enforce in this period all round application of the insurance to those ship, in cooperation with the government offices concerned. The followings are the principal items put into force during January 1950.

New applications enforced within the jurisdiction of the Tokushima Branch Office, Shikoku Marine Transportation Bureau.

(1) Number of ships to which the mariner insurance have not been applied yet. 66

(2) Number of ships to which the mariner insurance have been already applied 12

(3) Number of ship which have been exempted from the application of the insurance and reasons thereof.

a. Number of ships which have a family screw, 7

b. Number of ships whose crew have no employment contract on account of selling, sinking, landing, mooring and returning (due to the loss of charter contract), of ships, 33

c. Number of ships to which the mariner insurance have been already applied, in the prefecture. 12

d. Number of ships whose owners are missing, 1

e. Number of fishing boats whose tonnage is below 30 tons, 1

2. Rectification of monthly salaries notified.

Some difference seems to exist in the amount of the official monthly salaries recognized by the Marine Transportation Bureau and those notified and investigation into this question is being planned.

3. Adjustment of Insurance Premiums in Arrears.

Pursuing the way of the compulsory settlement of health insurance premiums in arreas, efforts are being made to attain the complete collection of premiums in arreas and also voluntary payment.

Inspection of handling of business of health insurance associations.

Inspection has been carried out with health insurance associations in the jurisdiction but there were some associations which were found unsatisfactory. 2 associations out of those will be inspected, in the middle of March as to whether they have rectified the items pointed to before.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Holding of round-table conference about health insurance.

In order to disseminate the purpose of the health insurance and to cultivate the thought of mutual responsibility for the Social Insurance, meetings of insurance physicians (including dentists) enterprisers, chief and officials of the insurance section will be held at one or two places of work and frank opinions will be exchanged.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

(三) (二) (一) 健康保険及び厚生年金保険

(四) (三) (二) 政府ノ行ヒ官吏待遇ノ被保険者及ビ其ノ遺族ニ関スル恩給法ノ適用ヲ受ケル者

(四) (三) (二) (一) 給与ヲ受ケル仲裁官吏待遇ノ被保険者及ビ其ノ遺族ニ関スル恩給法ノ適用ヲ受ケル者

(五) 保険料徴収ノ時期ニ関スル特例

(六) 船員保険法ノ適用ヲ受ケル船舶ニ関スル特例

(三) 国民健康保険組合ノ被保険者及ビ其ノ遺族ニ関スル特例

(四) (一) 国民健康保険組合ノ組合会議員ノ選挙権及ビ被選挙権ニ関スル特例

(四) (三) (二) 政府ノ行ヒ官吏待遇ノ被保険者及ビ其ノ遺族ニ関スル恩給法ノ適用ヲ受ケル者

(四) (三) (二) (一) 給与ヲ受ケル仲裁官吏待遇ノ被保険者及ビ其ノ遺族ニ関スル恩給法ノ適用ヲ受ケル者

(五) 保険料徴収ノ時期ニ関スル特例

(六) 船員保険法ノ適用ヲ受ケル船舶ニ関スル特例

(三) 国民健康保険組合ノ被保険者及ビ其ノ遺族ニ関スル特例

(四) (一) 国民健康保険組合ノ組合会議員ノ選挙権及ビ被選挙権ニ関スル特例

徳島県	健康保険及厚生年金保険被保険者数	八五、一〇〇人	
	船舶職員保険被保険者数	一九八、五七九人	
	国民健康保険組合被保険者数	三九、八七二人	
	給与ヲ受ケル仲裁官吏待遇ノ被保険者及ビ其ノ遺族ノ数	一四、八五四人	
	政府ノ行ヒ官吏待遇ノ被保険者及ビ其ノ遺族ノ数	一、九六三人	
	健康保険及厚生年金保険被保険者数	六三、四三一人	
	船舶職員保険被保険者数	三、六五〇人	
	国民健康保険組合被保険者数	六五、七一一人	

二ノ件

家畜人工授精師ノ免許ニ関スル件

家畜人工授精師ノ免許ニ関スル件ハ今般別紙ノ通リ定メラレタイノデ、之ニ関スル法律第二条ノ規定ニ依リ貴院ノ議決ヲ求メル

家畜人工授精師ノ免許ニ関スル件

家畜人工授精師ノ免許ニ関スル件ハ今般別紙ノ通リ定メラレタイノデ、之ニ関スル法律第二条ノ規定ニ依リ貴院ノ議決ヲ求メル

昭和二十五年二月二十八日

徳島縣民生部保険課長

四国民事部山下ジョージ殿

民事部報告月報提出について

標記の件一月分左の通り報告する

記

(二) 社會保険統計

(一) 健康保険及び厚生年金保険

(二) 政府官掌被保険者数　男 一四、八〇二　女 五、四三九　計 二〇、二四一

(三) 組合管掌組合数と被保険者数三組合　男 四、六六三　女 二、〇九四　計 六、七五七

(四) 給付件数とその金額　件数 八五二件　金額 一、六三四、六八五円一七

(五) 保険料徴収のパーセント　健康保険 八一、一%　年金保険 八五、五%

(六) 船員保険

法の適用を受けている船舶数と船員数　船舶数 二一二　船員数 七七二

船員保険　給付件数 二一　金額 八一、七二五円〇〇　被扶養者 件数 九　金額 一一、五〇六円〇〇

(三) 國民健康保険

(一) 國民健康保険組合の種類及び組合種類別の被保険者

(イ) 市町村営　被保険者 一九八、五七九

(ロ) 組合営　被保険者 三五、七〇二

徳島縣

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77 5013

(3) なお、
件は看護費の不支給決定に
対する不服
のため、関係者について調査の結果保険者の決定に不
服のよし認められたので請求人に対し保険者は看護に要
した費用金二四四四四円を支給する様決定に
(4) 社会保険診療協議会
イ 社会保険診療報酬支払基金事務所
取扱件数
九三二件
ロ 社会保険診療報酬審査委員会
(イ) 審査件数
建築請負関係 一九件
物品販売関係 一一件
その他 二、九%
(ロ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ハ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ニ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ホ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ヘ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ト) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(チ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(リ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ヌ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ル) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ヲ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ワ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(カ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ヨ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(タ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(レ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ソ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ツ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ネ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ナ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ラ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ム) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ウ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ノ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(オ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ク) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ヤ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(マ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ケ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(フ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(コ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(エ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(テ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ア) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(サ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(キ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ユ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(メ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ミ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(シ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ヒ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(モ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(セ) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円
(ン) 審査決定額
建築請負関係 九四三円
物品販売関係 一九三五円
その他 一、九四三円

徳島県

昭和二十五年二月十七日

徳島縣民生部保険課長

香川縣高松市四番民事部

山下ジョージ殿

第四・四半期計畫書並に目標報告書

提出について

標記の件に関し別紙の通り報告書提出致しますから

宣敷く御取計下さる様御願ひ致します。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

健康保險組合の事務監査

管内にある健康保險組合については一應事務監査を行われたのであるが、あまり成績のよくなかつた組合について前に指示しある事項が是正されているか否かを調べるため三月中旬二健康保險組合の事務監査を行う

健康保險座談會の開催

健康保險の趣旨を普及し社會保險連帶思想の涵養をはかるために三月中一二業所において被保險者を中心に保險醫（保險齒科醫を含む）事業主保險課長又は課員、出席して隔意ない意見の交換によつて目的を達するため座談會を開催する。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

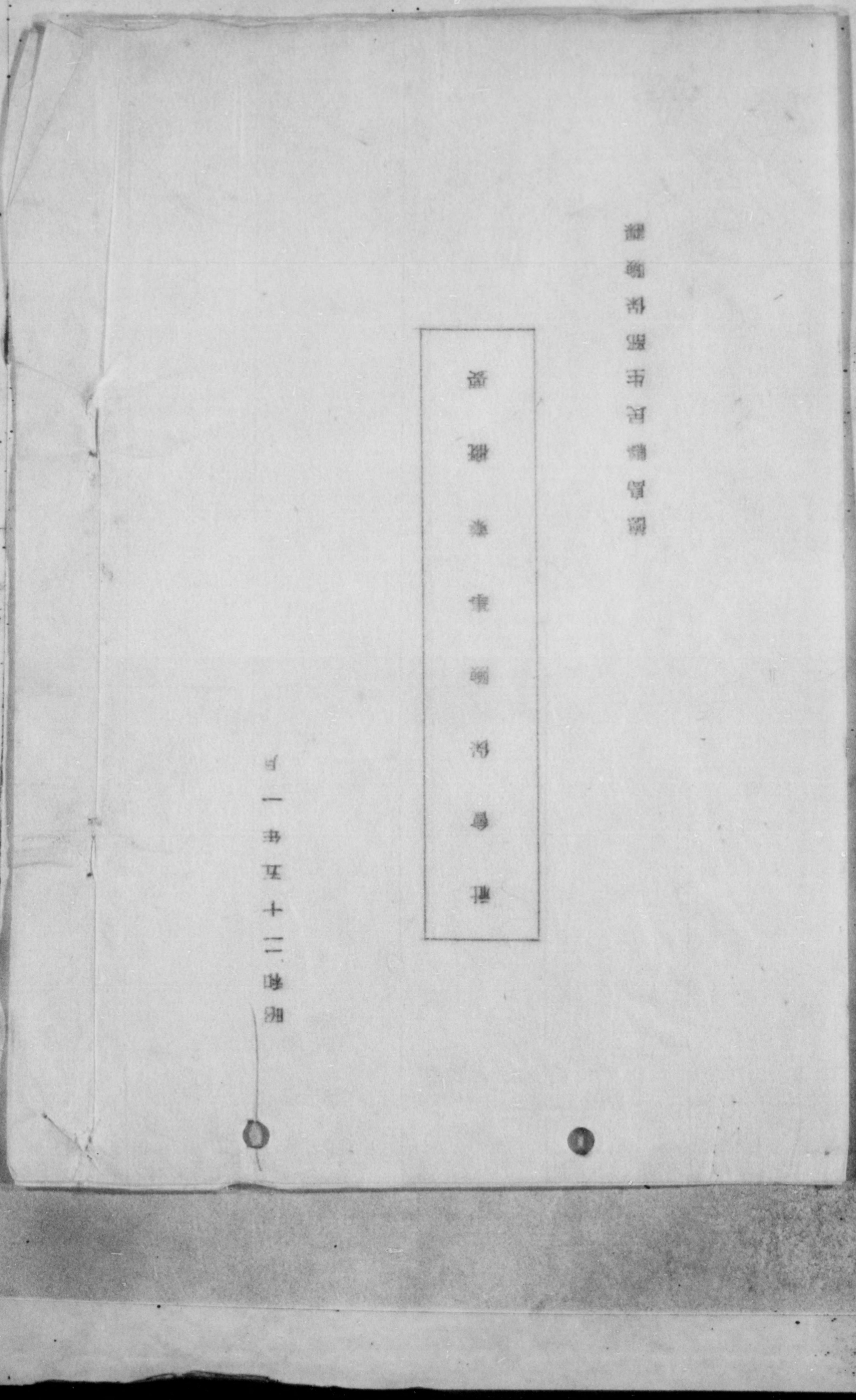

[illegible]

十四昭和二十四年度船員保險給付狀況調

十五昭和二十四年度厚生保險特別會計歲出決定計算書

十六昭和二十四年度船員保險特別會計歲出決定計算書

十七昭和二十四年度健康保險厚生年金保險經濟調

十八保險審査官審査實績

十九保險經濟の危機突破對策

二十保險醫に對する連絡指導について

二十一國民健康保險實施狀況

二十二國民健康保險再建指導について

二十三社會保障制度に對する意見

二十四社會保險基金事務事業報告

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

need one

〃 三輪英美子　文書発収
給仕 原 史
〃 薬満千里

徴収係

地方事務官 武知良平

Qualification

職名	氏名	事務
地方事務官	花谷昌夫	帯納整理・収納調定
〃	尾崎 英	船員保険事務全般
雇	町野利夫	保険料計算書作製
〃	祖川 曜	調定・統計
〃	藤川トミエ	徴収簿日計表・徴収に関する報告事務
〃	東條豊子	徴収補助簿・督促状発行
〃	井上英子	
〃	三浦光子	調定準備事務

Collection

職名	氏名	事務
地方事務官	榎本徳一	新規工場調査・等級変更
〃	小栗良雄	年金事務・統計報告
雇	近藤 茂	資格喪失
〃	工藤徳明	資格取得
〃	岡田平助	年金台帳整理（新規）
〃	富永静雄	年金台帳整理（月額変更）
〃	吉乗盛久	年金台帳整理（県外名簿・亡失）
〃	高田 洋	年金台帳整理（不備台帳整理）
〃	有馬直子	被保険者証作製・決定通知書

各班事務分掌

徴収班
一、保険料徴収滞納分
二、徴収に関する事務

調定班
一、保険料調定及び告知書督促状の発送
一、徴収簿補助簿

資格班
一、新規適用事業所調査
二、資格喪失届の整理
三、標準報酬月額の決定通知書

船員保険班
一、資格取得・喪失届の整理
二、標準報酬月額の決定
三、保険料の調定及告知書の発送
四、新規適用及び調査
五、船員保険に関する統計

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Required number - 41
At present - 40

11-四名?

徳島縣民生部保険課事務分掌一覧

昭和三十五年一月現在

係別＼区分	係長	係員	係員数	主なる分担事務	摘要
保険課長	地方事務官 鈴江勝壽				
庶務會計係	事務吏員 濱田正英	地方事務官 鈴江文男 〃 勝浦是明 雇 伊藤基一 〃 小寺要 〃 寺西スミ子 〃 中村泰子 〃 岩本壽子 〃 三華浜勇子 給仕 原央 〃 菓満千里	一〇	人事事務補助、會計事務全般、 物品会計、保健施設 — Information & Education 国費一般会計、船員保険特別会計、俸給関係 予算金出納簿、健康年金業務勘定支拂 健康年金隔地拂 俸給、物品会計補助 文書發收	
		地方事務官 花谷昌夫 〃 尾崎英 雇 町野利夫 〃 祖川曜 〃 藤川トミエ 〃 東條豊子 〃 井上英子 三浦光子		滞納整理、収納調定 船員保険事務全般 保険料計算書作製 調定、統計 徴収簿日計表、徴収に関する報告事務 徴収補助簿、督促状発行 調定謄本事務	各班事務分掌 徴収班 一、保険料徴収滞納処分 二、徴収に関する事務 調定班 一、保険料調定及び告知書督促状の発送 一、徴収簿補助簿 調定班

Qualification

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013